

栃木県警察第二機動隊運営規程

(平成12年12月21日)
(栃木県警察本部訓令乙第30号)

栃木県警察第二機動隊運営規程(昭和四十三年栃木県警察本部訓令第二十号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規程は、栃木県警察第二機動隊(以下「第二機動隊」という。)の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第二条 第二機動隊は、部隊活動の中核として警備実施のほか、必要に応じて雑踏警備、警衛、警護、集団警ら等に当たるものとする。

(指名)

第三条 第二機動隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次の各号に掲げる基準に該当する者の中から警察本部長(以下「本部長」という。)が指名する。

- 一 第二機動隊長は、警視正又は警視の階級にある者
- 二 大隊長は、警視の階級にある者
- 三 幹部隊員は、警部、警部補又は巡査都長の階級にある者で、所属長の推薦を受けた者のうち、身体強健にして指揮能力に優れた者
- 四 その他の隊員は、巡査の階級にある者で、所属長の推薦を受けた者のうち、原則として年齢三十五歳未満で警察実務経験一年以上を有し、身体強健かつ柔道、剣道その他の技術を有する者

第四条 隊員は、平素各自の所属において勤務し、本部長の命により隊員として勤務するものとする。

(応援申請)

第五条 所属長は、第二機動隊の応援を必要と認めたときは、次の事項を本部長に申請するものとする。

- 一 応援申請の理由
- 二 応援部隊数
- 三 応援部隊の集結日時、場所及び応援期間
- 四 応援部隊の服装、携行品及び必要とする装備資器材
- 五 その他必要な事項

(応援命令)

第六条 本部長は、前条の応援要請を受けたときは、事案の状況を勘案して第二機動隊に対し応援を命ずるものとする。

2 本部長の応援命令により出動した第二機動隊の指揮系統及び事件事故の引継ぎは、栃木県警察本部警備部機動隊運営規程(平成十二年栃木県警察本部訓令乙第三十三号)第八条及び第十条の規定を準用する。

(教育訓練)

第七条 警察本部警備部警備第二課長は、第二機動隊長及び関係所属長と連携し、第二機動隊の教育訓練を行うものとする。

2 第二機動隊の教育訓練の重点は、次のとおりとする。

- 一 警備実施中核部隊員としての信念の確立
- 二 警備部隊の運用に必要な指揮能力及び警備実施技術の養成
- 三 警備部隊活動に必要な警察実務の修得

(隊員名簿の整理等)

第八条 本部長は、隊員を指名した場合は、関係所属長に通知するものとする。

2 所属長は、隊員が異動したときは、別記様式により本部長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成十三年一月一日から施行する。